

こども・子育て支援事業計画の見直しについて

1 見直しの必要性

こども・子育て支援事業計画策定時の需要量の見込みと現状が大きく乖離している場合は、こども・子育て支援法及び国が定める基本指針により、計画の中間年を目安として、計画の見直しを行うこととされているため、必要な見直しを行う。

2 見直しの方法

(対象)

- ① こども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の「教育・保育事業」について、令和3年4月1日時点の給付認定区分（1号認定～3号認定）ごとの給付認定実績が、計画における「量の見込み」よりも10%以上乖離がある場合には、見直しを行う。
- ② 必要に応じて、「地域子ども・子育て支援事業（13事業）」についても量の見直しを行う。

(方法)

計画時の「量の見込み」と「実績値」を比較し、10%以上乖離がある場合には、乖離要因の分析を行い、分析に基づき中間年における「量の見込み」を補正し、確保方策を見直す。

3 今後のスケジュール（案）

令和4年	8月	こども・子育て会議【見直しの考え方】
	10月～11月	こども・子育て会議【見直し案意見聴取】
	12月	厚生委員会報告
令和5年	2月	こども・子育て会議【見直し案確定】
	3月	厚生委員会報告